



# 支払基金のコスト構造

- 
- 1 平成21年度の手数料
  - 2 平成23年度以降におけるコスト構造の見える化

平成22年10月26日  
社会保険診療報酬支払基金

# 平成21年度の手数料

## 1 手数料の積算根拠

- 支出(868. 1億円)及び事務費収入以外の収入(55. 9億円)を見込んだ。
- また、レセプト件数を見込んだ上で、仮に前年度の手数料を据え置く場合の事務費収入を806. 1億円と試算した。
- これらを前提として、支出と収入とを比較し、
  - ① オンライン受取り分を▲3. 50円、電子媒体受取り分を▲2. 00円として事務費収入を793. 3億円と計上しても、
  - ② 積立預金からの受入れを18. 8億円と計上すれば、
  - ③ 収入の均衡を図ることが可能であるものと判断した。

## 2 見込みと実績との乖離

- 収支差が13.2億円となったのは、主として、支出の減少(▲18.4億円)及び事務費収入の増加(+17.8億円)によるもの。
- これらのうち、支出の減少は、予備費の不使用(▲4.9億円)のほか、主として、

### ① 予算の段階で予測困難な事情

(注) 具体的には、国家公務員の給与の改定に準拠した職員の給与の引下げ(▲7.5億円)、健康保険料等の改定に伴う法定福利費の縮減(▲2.0億円)等。

### ② コストの削減に向けた支払基金の自助努力

(注) 具体的には、水道光熱費の縮減(▲1.3億円)、臨時職員雇用時間の短縮(▲1.0億円)等。

によるもの。

- また、事務費収入の増加は、主として、
  - ① 支払基金の自助努力を通じた地方単独医療費助成事業の受託の拡大に伴うレセプト件数の増加(+16.7億円)によるものであって、
  - ② 医療保険の保険者(健康保険組合等)に係る手数料負担の増加を意味するものではないところ。

(注) 事務費収入以外の収入の減少(▲4.2億円)は、主として、運用金利の低下に伴う利子収入の減少(▲9.9億円)によるもの。

- このような見込みと実績との乖離は、予算の段階で手数料を積算する取扱いにおいて、やむを得ないもの。
- しかしながら、これに伴う剩余は、後年度における手数料水準の抑制を通じ、医療保険の保険者(健康保険組合等)も含め、すべての保険者に還元される効果。

## 平成21年度予算と平成21年度決算との比較

|               |               | 平成21年度予算   | 平成21年度決算   |
|---------------|---------------|------------|------------|
| <b>収 入</b>    |               | 849. 2億円   | 862. 8億円   |
|               | 事務費収入         | 793. 3億円   | 811. 1億円   |
|               | 事務費収入以外の収入    | 55. 9億円    | 51. 8億円    |
| <b>支 出</b>    |               | 868. 1億円   | 849. 7億円   |
|               | 給与諸費          | 440. 3億円   | 421. 9億円   |
|               | 業務諸費          | 243. 1億円   | 242. 2億円   |
|               | 退職給付引当預金への繰入れ | 40. 8億円    | 50. 9億円    |
|               | 役員会費          | 0. 5億円     | 0. 4億円     |
|               | 審査委員会費        | 114. 0億円   | 110. 0億円   |
|               | 施設費           | 8. 1億円     | 8. 1億円     |
|               | 予備費及び積立預金     | 21. 4億円    | 16. 2億円    |
| <b>収 支 差</b>  |               | ▲18. 8億円   | 13. 2億円    |
| <b>レセプト件数</b> |               | 841, 064千件 | 857, 631千件 |

(注) 平成21年度予算は、積立預金からの受入れを18. 8億円と計上することにより、収支の均衡を図った。

## 1. 現行の取扱いの問題点

- 現行では、手数料を設定するに当たり、
  - ① 突合審査等を実施していないことに伴い、調剤レセプトを原審査における審査の決定の対象としているため、医科・歯科レセプトと調剤レセプトとを区分。
  - ② 保険者におけるオンライン化を推進しようとする厚生労働省の要請を受けて、オンライン受取り分、電子媒体受取り分及び紙媒体受取り分を区分。
- したがって、現行の取扱いは、区分ごとのコストに応じた手数料の設定となっていないところ。

## 2. 平成23年度以降の取組み

- 平成23年4月より、
  - ① 突合審査等を実施することに伴い、調剤レセプトを原審査における審査の決定の対象とする
  - ② 保険者による電子レセプトの受取りがオンライン化されるため、現行の取扱いを見直すことが必要。
- これを踏まえ、コスト構造の見える化を図るため、平成23年度以降、審査業務、請求支払業務及び管理業務を区分し、区分ごとに手数料で賄われる支出をレセプト件数で除して手数料を算定する方向で、保険者団体と協議する方針。
- なお、このような形態でコスト構造を明らかにすることは、予算の段階のほか、決算の段階でも、可能。

## 平成27年度における手数料で賄われる支出に係るコスト構造の見込み

| 区分   |        | 全レセプト(906, 341千件) |              |                        |                      |  |
|------|--------|-------------------|--------------|------------------------|----------------------|--|
|      |        |                   |              | 電子レセプト<br>(866, 656千件) | 紙レセプト<br>(39, 685千件) |  |
| 現業業務 | 審査業務   | コスト<br>(百万円)      | 54,861       | 52,102                 | 2,759                |  |
|      |        | 単価<br>(円)         | <u>60.53</u> | <u>60.12</u>           | <u>69.52</u>         |  |
|      | 請求支払業務 | コスト<br>(百万円)      | 10,719       | 6,567                  | 4,152                |  |
|      |        | 単価<br>(円)         | <u>11.83</u> | <u>7.58</u>            | <u>104.62</u>        |  |
| 管理業務 |        | コスト<br>(百万円)      | 6,931        | 6,931                  |                      |  |
|      |        | 単価<br>(円)         | <u>7.65</u>  | <u>7.65</u>            |                      |  |
| 全業務  |        | コスト<br>(百万円)      | 72,510       | —                      | —                    |  |
|      |        | 単価<br>(円)         | <u>80.00</u> | <u>75.34</u>           | <u>181.78</u>        |  |